

## 就業不能等による休診の場合の資金対応

死亡保障の対応は生命保険によることが一般的ですが、各種原因による休診やその他自然災害等による休診の資金対応について検討したいと思います。

項目	院長の事故・病気等による休診	自然災害等による建物・医療機器損壊による休診	その他感染症等による休診
公的補償	傷病手当金（給与補償） ・最長1年半 ・給与の3分の2程度 雇用調整助成金	被災者生活再建支援制度 個別立法による支援事業	雇用調整助成金 持続化給付金
所得補償保険 （個人）	病気・ケガによる入院・自宅療養（休診） ・月額補償の1年が上限 ・月額補償100万円で月額保険料18,300円	-	-
特定疾病保険 （個人・法人）	7大疾病、要介護3以上の場合 ・保険金一括1,200万円で月額保険料20,520円	-	-
店舗休業保険 （個人・法人）	-	休業損害（火災・水害等）の場合に日額を補償 ・日額50万円で月額保険料3,500円	休業損害にコロナ休業を追加（あいおいニッセイ同和損保） 2020年11月より発売開始
休業対応応援共済 （個人・法人）	-	店舗休業補償に地震・噴火・津波等を追加 ・全損の場合最大3,000万円（取扱い地域に制限あり）	-
資金対応 （個人・法人）	運転資金（預金残高） 倒産防止共済（個人） 生命保険契約者貸付 金融機関借入	運転資金（預金残高） 倒産防止共済（個人） 生命保険契約者貸付 金融機関借入	運転資金（預金残高） 倒産防止共済（個人） 生命保険契約者貸付 金融機関借入

（注）月額保険料は40歳・男性の場合

# 歯科会計

## コロナ禍患者数はもどったのか？

### 1. 患者データ前期比較（1月から6月累計）

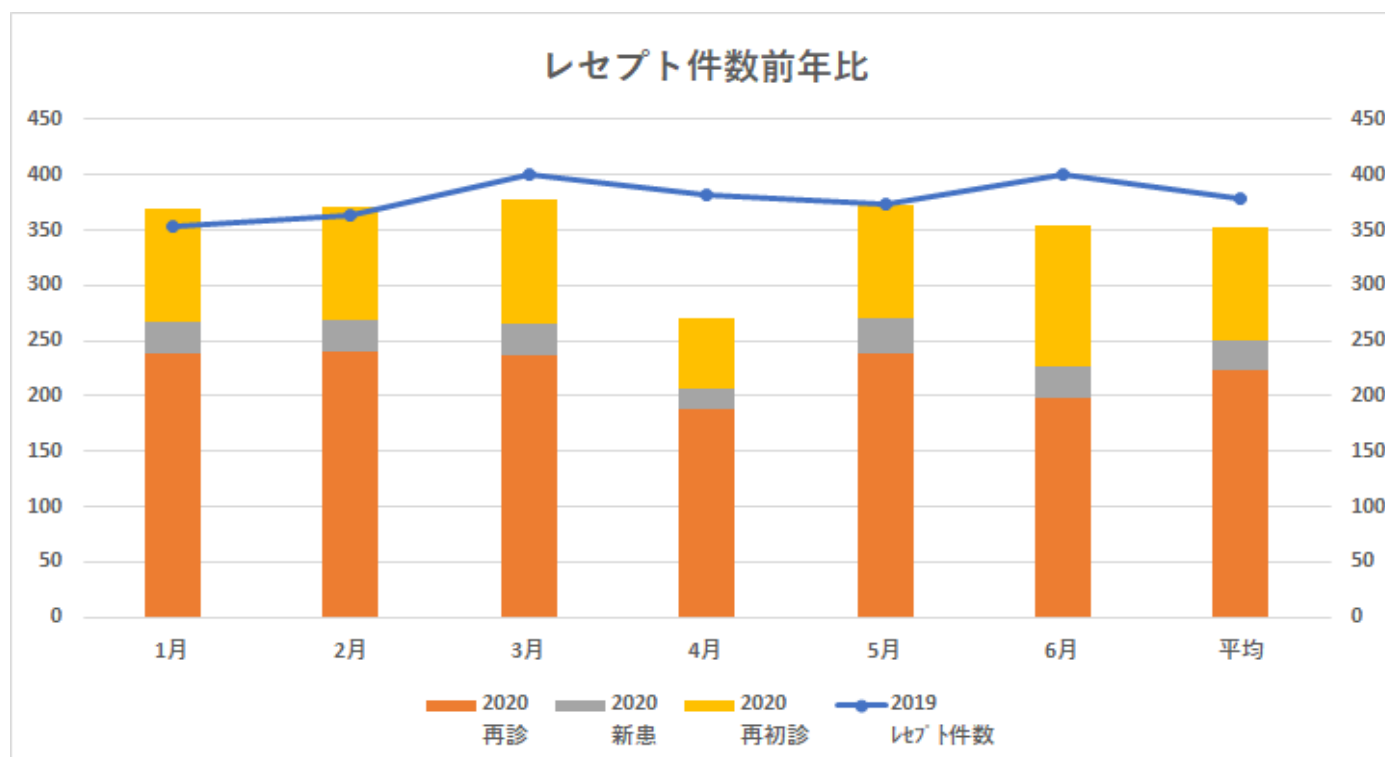
項目	2019年6月	2020年6月	増減	増減率
日数	19.1	19.1	0.0	-0.1%
実日数	542	493	-49.2	-9.1%
1人点数	584	605	21.4	3.7%
月回数	1.48	1.51	0.03	1.9%
レプト件数	499	463	-35.8	-7.2%
再診数	237	223	-13.7	-5.8%
新患人数	33	27	-5.3	-16.2%
再初診人数	109	102	-7.5	-6.8%
完了数	119	110	-9.4	-7.8%
診療点数	316,458	298,316	-18,143	-5.7%
自費収入（円）	2,280,566	2,349,828	69,262	3.0%
診療収入（円）	4,856,235	4,696,492	-159,744	-3.3%

レプト減少により  
実日数減少！

実日数の回復には  
治療途中者の回復  
が重要！

自費はコロナ禍の  
影響が小！じっくり  
診療で増加も

### 2. レセプト件数推移



# ドクター会計

## コロナ禍の法人決算確認事項

新型コロナウイルスの影響により、今期の決算は多くの法人で収入減少、赤字決算が見込まれています。コロナ禍の法人決算において、確認、注意すべき点についてまとめました。

### 1. 役員給与変更時の注意点

法人税では、役員給与は通常「定期同額」でないと損金算入できず、期の途中で役員給与を変更した場合には一定の事由が無いと損金算入されません。しかし、コロナによる業績悪化を事由とした減額改定はこの改定事由に該当するとの取り扱いが国税庁から示されましたので、その場合の減額改定は認められています。実際に、今期中に役員給与減額を実施した法人も多いと思います。

ただし、その後、感染者数の減少により収入が徐々に戻ってきたため、減額した役員給与を元通りに戻したいと思われた場合には注意が必要です。コロナによる減額は期中でも認められますが、**その後の増額は改定事由に該当しないため、増額した部分が損金不算入となります。**

減額した役員給与を戻す場合には、決算後、通常役員給与改定時期に行うようにしてください。

### 2. 雇用調整助成金の取り扱い

持続化給付金や、家賃支援給付金等の支援金・助成金は、その支給が決定した期の収入としますが、雇用調整助成金に関しては、**発生した期において収入計上が必要**となります。決算時点で支給額が決定していない場合でも、見積もり計上が必要となります。

また、前年に比べて給与支給額が増えた場合に税額控除となる「所得拡大促進税制」の計算時には、給与支給額から雇用調整助成金を控除する必要がありますので、ご注意ください。

### 3. 赤字が出た場合の税務処理

#### ① 繰越欠損金

決算により欠損が生じた場合には、翌年以降 10 年間繰り越されます。

例えば 1,000 万円の赤字が出た場合、その後、1,000 万円の利益が出て納税は発生しません。

今期、赤字決算となった場合には、翌期以降黒字になるように計画してください。

**役員給与の減額や、返戻率がピークとなっている保険の解約等**が考えられます。

#### ② 繰戻還付請求

①は欠損金を翌年以降に繰り越すものですが、繰戻還付請求は 1 年前に遡って税金を取り戻す手続となります。①と同様に決算で 1,000 万円の赤字となった場合において、1 期前には 1,000 万円の黒字で 300 万円の法人税を納付していたとします。その場合、繰戻還付請求を行うことにより、**前期の黒字と今期の赤字を相殺し、納付した 300 万円が戻ってくる**といった制度となります。

手続としては「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を申告書と一緒に提出するだけです。

なお、国税のみの制度のため、地方税（都道府県民税、市町村民税、事業税）には適用はありません。

また、従来、繰戻還付請求を行うと税務調査が入る可能性がありました。しかし、コロナ禍の現在の状況を考えると今年来年に関してはその可能性が低いものと思われます。

# 医療承継

## 固定資産税の減免（新型コロナ）について

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が落ち込んだ事業者に対する救済措置として、様々な助成金や給付金の制度がありますが、**固定資産税**に関しても **2021 年度に減免**する措置が設けられています。

### <減免対象となる固定資産税>

- ・ 事業用家屋（土地は事業用であっても対象外となります）
- ・ 設備等の償却資産

### <売上減少率に応じた減免>

**2020 年 2 月～10 月までの間**における任意の**連続 3 ヶ月間の売上合計額**が前年同期比で**30%以上減少**している場合に減免の対象となります。

売上減少率	減免される額
30%未満	無し
30%以上 50%未満	2 分の 1
50%以上	全額

### <提出書類>

(1)	特例申告書	税理士等からの確認を受ける
(2)	特例対象資産一覧	事業用家屋を所有する場合に特例申告書の別紙一覧を記載
(3)	収入が減少したことを証する書類（写）	会計帳簿や青色申告決算書
(4)	特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写）	個人事業主のみ。青色申告決算書や見取り図など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付。

### <申告期限>

令和 3 年 2 月 1 日(月曜) (消印有効) までに郵送もしくは持参により特例の申告が必要です。

### <納税通知番号の記載>

特例申告書には事業用家屋及び償却資産の納税通知番号（氏名コード）の記載が必要になりますので、納税通知及び償却資産税の申告のお知らせに関しては紛失されないようお願いします。